

審 議 結 果 速 報

(令和5年6月30日)

陳情5年交流人口第15号

鳥 取 県 議 会

審 議 結 果 速 報

令和5年6月定例会

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年－15 (R5.6.7)	交 流 人 口	入管法改正案の撤回を求める意見書の提出等について	不 採 択 (R5.6.30)

▶陳情事項

- 1 国に対し、入管法改正の廃案をし、又は改正に反対する意見書を提出すること。
- 2 県において、各種表記や案内の多言語対応、積極的な相談先の広報も含め、多文化が共生できる、外国人に優しい相談体制を構築すること。

▶所管委員長報告（R5. 6. 30 本会議）会議録暫定版

このたびの出入国管理・難民認定法の改正は、不法滞在など強制送還対象者でありながら帰国を拒む者が増加している状況を踏まえて、制度の悪用に対して一定の制限を設けようとするものであり、一方で難民と認定すべき相当の理由がある者を適切に保護することが期待されるものであること。

特に、新たに「補完的保護対象者（準難民）」制度を設けるなど、難民条約上の難民以外にも在留資格、外国人保護制度が拡充されるなど、外国人の人権尊重にも配慮した人道主義的法制度とされたことは言うまでもないこと。

また一方で、本県においては外国人との共生社会の実現に向けて、既に「鳥取県多文化共生支援ネットワーク」を設立し、在住外国人等に対する情報発信や多様な相談対応など、生活面でのサポート体制を構築し環境整備に努めていること。

以上より、本県議会として改めて措置を求めるまでもないことから、本件陳情は「不採択」とすることに決定いたしました。

▶陳情理由

岸田政権が、出入国管理及び難民認定法の改正案の採決を急ぐ動きを強めている。このままいけば、多数決によって可決されるだろう。

同案は、2021年に世論の批判を受けて廃案になった法案と、ほぼ同一である。日本は、世界でも異常に低い難民認定率、全件収容主義などの非人道的な入管・難民行政を改めず、昨今では、外国人の人権侵害が明るみになり、問題になっている。そんな中、採決を強行することは許されない。

名古屋出入国在留管理局の施設で録画されたスリランカ人、ウィシュマ・サンダマリさんの死亡直前の映像記録の一部を、遺族・弁護団が4月4日の記者会見で公開した。ベッドに横たわったまま何度も悲痛な声を上げるウィシュマさんの姿が映し出された。妹のワヨミさんは「姉がどんなに救いのない環境で見殺しにされたか、日本の皆さんに知ってほしい」と語り、妹のポールニマさんは二度と同じことが起きないよう「制度を変えるため、力を貸してください」と訴えた。

一方、出入国在留管理庁は、被収容者の生命・身体の安全や健康に向き合うどころか、彼女を詐病の可能性があったとしている。

改悪案では、難民認定申請中は送還が停止される規定（送還停止効）に例外を設け、3回目以降は申請中の送還を可能にするものである。迫害を受ける恐れがある国への追放・送還を禁じた、難民の地位に関する条約第33条第1項のノン・ルフールマン原則に反するものである。母国に送還されれば、場合によって死刑など、重い措置がとられる場合もありえ、危険である。

政府は、在留資格のない外国人全てを収容・送還する「全件収容主義」は変更しない。「収容」か「監理措置制度」かの選択にすると説明するが、この判断は出入国在留管理庁の広範な裁量にゆだねられている。収容という、人権侵害を行いうる機関による自主判断ではなく、収容とその判定を別個の機関に行わせ、相互監視するシステムが必要である。また、改正案は、3か月ごとに収容の要否を見直すとしているものの、期間の上限規定はなく、無期限長期収容のリスクもある。さらに、出入国在留管理庁の審査で不認定とされた人の不服申し立てを審査する「難民審査参与員」に関して、その審査が一部の審査員に集中していることも問題視されている。

以上のように問題の多い法案であり、拙速に改正を行うことは問題がある。

ついては、同法について、拙速な改正をやめること、仮にこれが国会を通過した場合であっても、これを速やかに廃案にすべき旨、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書の提出を賜りたく、陳情するものである。

関連して、鳥取県においても、外国人は複数在籍していらっしゃる。留学や技能実習などによる一時的滞在、結婚などによる長期・永住など、実態や滞在目的は多岐にわたるが、それぞれの人が、言葉が通じない中、不安も多い事だろう。何かあった場合の相談先や、コミュニティなども分かりにくい。実際、私も、外国人の友達に、困りごとを相談されたことがある。その際、「相談先がわかりにくい」と言っていた。外国人は、言葉が通じず、弱い立場の存在である。そうした弱者こそ、こちらからリーチアウトして声を受け止め、寄り添う必要がある。

各種表記や案内の多言語対応の推進や、外国語による積極的な相談先の広報も含め、ぜひ実施してほしい。

▶提 出 者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

交流人口拡大本部（観光交流局交流推進課）

【現 状】

1 国の動き

- ・令和5年3月7日 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を閣議決定し国会へ提出
- ・令和5年5月9日 同法案が衆議院で可決
- ・令和5年5月12日 同法案を参議院法務委員会に付託

2 県内在住外国人住民数は4,970人（令和4年12月末現在）で、平成6年の統計開始以来最多。令和3年12月末に比べ483人（10.8%）の増であり、ほぼコロナ前の水準に戻っている。（参考：全国総計2,961,969人（令和4年6月末現在））

- （1）国籍別内訳 ベトナム1,264、韓国・朝鮮899、中国729、フィリピン634、インドネシア269、ネパール205、ミャンマー174、タイ95、米国94、その他607（国籍総数75）
- （2）在留資格別 技能実習1,354、永住者1,048、特別永住者767、留学391、特定技能350、技術・人文知識・国際業務233、日本人の配偶者等196、家族滞在175、定住者112、特定活動101、興行3、その他240

【県の取組状況】

1 現在、第211回通常国会において議論が進められているところ。

2 県では、外国人材の適切・円滑な受入れに対応するとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、平成31年2月に県内関係機関とともに「鳥取県多文化共生支援ネットワーク」を設立、在住外国人や企業からの多様な相談にワンストップで対応している。

- ・外国人総合相談窓口（（公財）鳥取県国際交流財団） ・外国人受入れ・共生相談窓口（県雇用政策課）
- ・外国人雇用サポートデスク（鳥取県行政書士会）

このうち鳥取県国際交流財団においては、外国人の方々の困り事に対応する外国人総合相談窓口を運営するとともに、地域で暮らす上で必要な日本語習得を支援する日本語教室を開設するなど、在住外国人の生活面でのサポートを行っている。また、同財団の東・中・西部事務所に図書、DVD等を揃え、気軽に来所しやすい環境整備にも努めている。

同財団のホームページでは、防災情報、生活安心情報、相談フォーム、在留・転入転出手続きなど、在住外国人が必要とする情報を多言語（12言語）で提供・発信するポータルサイトを展開している。くわえて、より多くの在住外国人が利用しやすい手段としてSNS（Facebook）による情報発信体制を整え、タイムリーに発信するとともに、多文化共生コーディネーターが記事へのリーチ数など配信情報の分析・ニーズの把握を行っており、引き続き市町村などとも連携しながら、在住外国人の目線で取組を進めていく。